

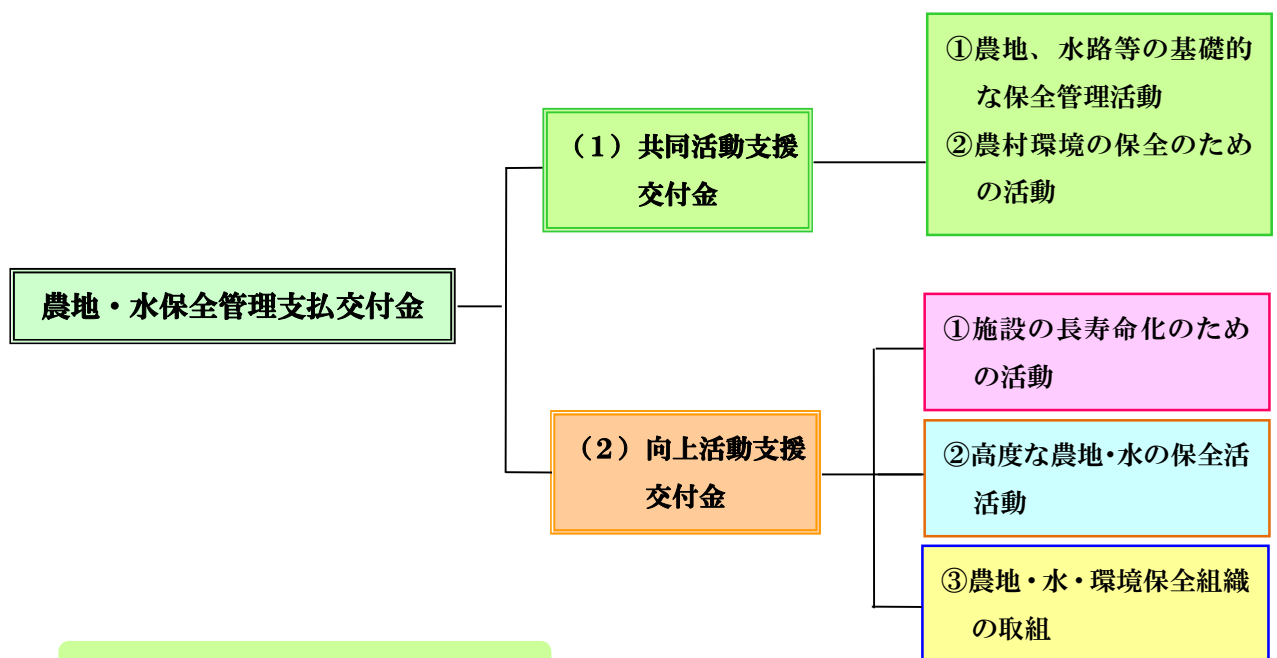
## 協議会だより

NO.45 (2012.5)

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

平成19年度から、地域共同による農道・農業用水路等の資源の保全管理と農村環境の保全の取組に対し「農地・水保全管理支払交付金」の支援が実施されてきました。平成24年度からは、集落を支える体制の強化や**著しい事務手続きの簡素化を図られ**、平成28年度までの対策として継続されることとなりました。また、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組や水質・土壌などの高度な保全活動への支援が拡充されました。**これらの詳細説明会は、近日中に開催したいと考えています**ので、ご理解のほどよろしくお願ひします。尚、Ⅱ期対策における農地・水保全管理支払交付金の骨子は、下記のとおりです。

## Ⅱ期対策における農地・水保全管理支払交付金の構成



## (1) 共同活動支援交付金

- ①農地、水路等の基礎的な保全管理活動 (水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充など)
- ②農村環境の保全のための活動 (生物多様性保全、景観形成など)

## (2) 向上活動支援交付金

- ①施設の長寿命化のための活動 (農業用排水路等の補修・更新など)
- ②高度な農地・水の保全活動 (水質、土壌、地域環境の保全のための高度な取組)
- ③農地・水・環境保全組織の取組 (原則200ha以上の組織の設立、地域資源保全プランの策定など)